

# 5月の日程

人手不足を支える職場に光を  
 照らす

# 私たちの要求に応えさせる夏闘に

# J-WING

日本航空ユニオン宣伝ニュース  
 No 242(14-12)  
 2023年4月28日

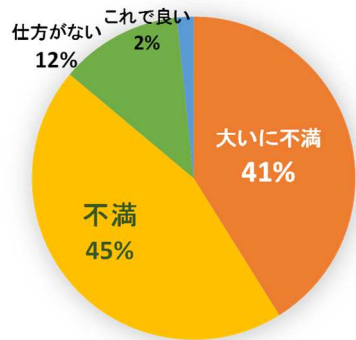
Tel: 03-5756-8690 URL <http://www.jlu.co.jp> e-mail [honbu@jlu.co.jp](mailto:honbu@jlu.co.jp)

日付	5月の取り組み	日付	5月の取り組み
1	中央メーデー（代々木公園・オンライン併用開催）10:00～	16	中央執行委員会
2		17	
3		18	
4		19	
5		20	
6		21	
7		22	WING 朝ピラ7:00～8:30（予定）
8	フェニックスピラ7:30～8:30	23	中央執行委員会
9	中央執行委員会	24	
10	14-05 中央委員会 航空連「経営分析学習会」17:00～18:00 オンライン	25	
11		26	経営協議会
12		27	
13		28	
14		29	
15		30	
		31	

要求決定後も 23 夏闘 JAL グループ全社員アンケートは継続します

# 夏期一時金は3.0ヵ月+10万円支払うこと

夏期一時金 2.0ヵ月 どう感じますか？



JLUが4月に回収した180件のアンケートのうち86%が春に提示された「夏の一時金2.0ヵ月」に不満を抱いています。会社としては「社員のために23年度の業績ができていないタイミングで安定的水準の4.0ヵ月の半分を答えた」と説明しています。社員の側からすると、「今まで低い水準で耐えてきたのだから、最低水準では足りない」ということです。

## ★主な不満の理由

- ◆ コロナの期間、十分な賞与が貰えず貯金を切り崩して生活していた。一度まとまった大きいお金が入らないことには心の安定が取れない社員が大勢いると思う。
- ◆ 2ヵ月は経営が約束した最低限の生活維持金。物価も高騰し、黒字化を見通せるなら、昨年度4か月に足りなかった分も鑑み最低3ヵ月の回答は最初からすべきかと思う。
- ◆ 5期にわたる低水準回答を忘れないで欲しい。
- ◆ 便数が増えて人が少ない中で運航を支えている職場に対して、もっと出してもいいはずだ。
- ◆ 昨今の物価高に賃金が追いついていないと感じてる為

目標は **350件** 23夏闘 JALグループ全社員 アンケートは継続中!



夏闘の交渉はこれから。団交で言ってほしいことは、まだ受け付けます。今、JALEC、JSL、JNVなどからも声が届き、なかには女性の生理休暇の問題などもありました。職場のJLU組合員に相談すれば、交渉を通して会社に伝わるかもしれません。

# シニアのみなさんが安心して働けますように

JALECでは60歳から65歳までが「シニアスペシャリスト契約社員」、68歳以降は「特別スペシャリスト」として働けます。今は70歳まで嘱託で働けるようになってきましたが、誰でも働けるわけではありません。

採用条件 (JALI就業規則 C06-1-01、JALEC就業規則 2-01-02より)

シニアスペシャリスト	特別スペシャリスト
<p>…定年退職後も引き続き勤務することを希望し所定の手続きを経た者をシニアスペシャリスト契約社員として採用する。</p>	<p>…以下①～⑦の条件をいずれも満たしたもののの中から、会社が選考した者を採用することがある。なお、過去に懲戒処分を受けたことがあるもの、および過去に私傷病による休職となったことがある者については採用することはない</p> <p>① 上長の推薦があること                  ② 経営状況等により、会社が特に採用を必要と認めた者であること                  ③ 一級整備士(M1)、又は10年以上の整備現業経験をもち教育/指導に長けている者、または業務企画職技術系、且つ10年以上に亘り整備本部または運航本部において専門性の極めて高い業務領域経験をもち教育/指導に長けている者                  ④ 健康の問題がなく、勤務態度が良好であること※                  ⑤ 健康診断の経過観察を受けた場合、医師から通常業務に支障がないというお墨付きをもらっていること。※                  ⑥ シニアスペシャリスト契約社員の人事考課において「B」評価がないこと                  ⑦ 会社が提示する労働条件等に応じること</p> <p>特別スペシャリスト契約社員の採用数については、都度、年度が始まる前に採用の有無および、募集する場合にはその人数(上限等)を決めるものとする。</p>

※④⑤は一部省略しています

## 採用だけでなく更新にも条件が…

- シニアスペシャリスト、特別スペシャリストの更新条件
- ① 契約期間満了時に社員本人が従事する事業所における業務量
  - ② 本人の勤務成績、勤務態度
  - ③ 本人の能力
  - ④ 本人の健康状態
  - ⑤ 会社の経営状況
  - ⑥ 本人が従事している業務の進捗状況

訴えたいことがあればJLUまで



65歳以降は厳しいなあ…